

事例番号:310070

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 37 週 羊水過少

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 5 日

16:20 破水、出血が多いため搬送元分娩機関へ入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 5 日

17:45 前期破水、出血が多いため母体搬送され当該分娩機関へ入院

19:15 「切迫胎児仮死」の診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 羊水ほとんどなし、臍帯巻絡あり(頸部 1 回)

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 5 日

(2) 出生時体重:2682g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.292、PCO<sub>2</sub> 53.1mmHg、PO<sub>2</sub> 12.4mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 24.9mmol/L、BE -2.3mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 1 日 新生児遷延性肺高血圧症

(7) 頭部画像所見:

生後 4 日 頭部 MRI で、大脳基底核・視床に信号異常があり低酸素性虚血性  
脳症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

### 〈搬送元分娩機関〉

- (1) 施設区分: 診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師: 産科医 1 名  
看護スタッフ: 助産師 1 名

### 〈当該分娩機関〉

- (1) 施設区分: 病院
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師: 産科医 3 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名  
看護スタッフ: 助産師 4 名、看護師 1 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 39 週 5 日の入院前の比較的近い時期に生じた胎児低酸素・脳虚血によって、低酸素性虚血性脳症を発症したことでありと考える。
- (2) 胎児低酸素・脳虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性はある。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

#### (1) 搬送元分娩機関

ア. 前期破水で入院後の対応(内診、分娩監視装置装着)および、性器出血が多く医師へ連絡したこと、補液、超音波断層法を実施したことは一般的である。

イ. 胎児心拍数陣痛図で見の状態の悪化を認めないこと、超音波断層法で胎

盤位置異常を認めないこと、また常位胎盤早期剥離の可能性も低いことを確認したが、性器出血が異常に多く、出産までにはまだ時間がかかることから当該分娩機関への母体搬送を選択したことは一般的である。

## (2) 当該分娩機関

- ア. 母体搬送されて入院した後分娩監視装置装着、血液検査、内診、超音波断層法を行い、評価を実施したことは一般的である。性器出血が再度起こる可能性があること、また、羊水量がほとんどないことから、陣痛自体が児にストレスとなるため、状態が安定しているうちに帝王切開で分娩すると判断したことは一般的である。
- イ. 18時19分に超音波断層法を実施して帝王切開を決定した後に胎児心拍数の確認を行わなかったことは一般的ではない。
- ウ. 帝王切開決定から56分後に児を娩出したことは一般的である。
- エ. 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- オ. 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

出生後の管理は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

B群溶血性連鎖球菌スクリーニングは妊娠35週から37週に実施することが望まれる。

【解説】GBS培養検査について、本事例では「産婦人科診療ガイドライン-産科編2011」に則った対応がされているが、「産婦人科診療ガイドライン-産科編2017」では推奨時期が変更されているため、今後は妊娠35週から37週に実施することが望まれる。

#### (2) 当該分娩機関

胎児心拍数の変化に対し、注意が必要な状況下では帝王切開開始までの間も分娩監視装置を装着するか、間欠的に胎児心拍数を確認して診療録に記

載することが望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 妊娠中に発症する原因を解明することが困難な胎児低酸素・脳虚血事例を集積し、その原因の解明、疫学調査を推進することが望まれる。
- イ. 国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査（GBS スクリーニング）を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。